

戦没者氏名

請求者氏名

第十二回特別弔慰金 請求書 提出書類チェックリスト

No.	提出書類	内 容	継続	同順位	先→後	新規
1	請求書	・ 窓口で配布（記載例→特別弔慰金事務処理手引56頁）	○	○	○	○
2	現況申立書	・ 窓口で配布 ※請求者が前回と同じ場合のみ前回のコピーを使用可能 ※第11・12順位は省略可能	○	○	○	○
3	請求者の戸籍謄抄本	・ 令和7年4月1日以降取得のもの	○	○	○	○
4	戦没者の死亡当時における戦没者と請求者の続柄を証する戸籍謄本(改製原戸籍・除籍)	・ 戦没者死亡記載のある戸籍謄本は必須です。 ・ 死亡当時、同一戸籍にない場合は、前戸主の原戸籍等、数種の戸籍が必要となる場合があります。	—	○	○	○
5	戦没者の死亡当時における戦没者弔慰金の受給権者との続柄を証する戸籍謄本	・ 多くの場合、上記4で兼ねることができます。	—	—	—	△
6	先順位者がいないことを証する戸籍謄(抄)本	・ 前回受給者から請求者より先順位の遺族までの死亡が確認出来る戸籍	—	—	○	○
7	年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍謄(抄)本	・ 多くの場合、戦没者妻の死亡年月日が記載された戸籍謄本のことです。	—	—	—	○
8	戦没者の死亡時、令和7年3月31日の間の請求者の戸籍	〔妻が請求するとき〕 ・ 前回基準日からの身分関係の異動が分かるもの	○	—	—	○
		〔第3～6順位が請求するとき〕 ・ 戦没者死亡時からの続柄関係の異動が分かるもの	—	—	○	○
9	失権事由非該当申立書	〔妻が請求するとき〕 〔配偶者の相続人〕 ・ 窓口で配布	○	—	—	○
10	生計関係申立書とそれを証明する資料	〔第3～6、11及び12順位で別戸籍であるが生計関係有りとし立っているとき〕	—	○	○	○
11	葬祭を行ったことを証明する資料	〔第11順位が請求するとき〕	—	△	△	○
12	もとの身分、死因を証明する資料	〔過去に、弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき〕	—	—	—	○
13	登記事項証明書	〔成年後見人等が請求するとき〕	○	○	○	○
14	相続人であることを証する戸籍謄(抄)本	〔相続人が請求するとき〕 ・ 被相続人（権利者）の死亡年月日記載の戸籍 ・ 被相続人との続柄の分かる戸籍 ・ 請求者よりも民法上先順位の相続人がいないことを確認できる戸籍	○	○	○	○
15	委任状	〔請求者以外の方へ請求手続、同順位者間の調整を委任した場合〕	○	○	○	○
16	公務扶助料・遺族年金等を受給していないことの申立書	〔公務扶助料・遺族年金等を受給していた方が亡くなったことにより新たに弔慰金の受給権が発生して請求する場合〕	—	—	—	○

※ 継続、同順位、先→後、新規のいずれかを○で囲んでください。
提出する書類の○の中にチェックマーク ✓ を入れてご利用ください。